

菊池広域連合の給与・定員管理等について

人事行政の運営の状況について、菊池広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき、令和2年度の状況を公表します。

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B/A)
	千円	千円	千円	%
令和2年度	2,693,237	93,650	1,484,176	55.1

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 (A)	給与費				(参考)一人当 たり給与費 (B/A)
		給料	職員手当	期末・勤勉 手当	計 (B)	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
令和2年度	203	665,552	175,770	267,853	1,109,175	5,464

(注)1 職員手当には、退職手当を含まない。

2 職員数は、令和2年4月1日現在の人数である。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和3年4月1日現在)

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政部門	歳 41.6	円 304,800	円 338,708
消防部門	歳 36.5	円 266,097	円 320,536

(注)1 「平均給料月額」とは、令和3年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

(2) 職員の初任給の状況(令和3年4月1日現在)

区分	菊池広域連合
一般行政職	大学卒 円 182,200
	高校卒 円 150,600

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(令和3年4月1日現在)

区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	円 -	円 348,600	円 -	円 -
	高校卒	円 222,650	円 295,166	円 -	円 370,728

(注) 個人情報保護の観点から、対象となる職員が少数の場合は(*)としています。その他対象となる職員がない欄については(-)としています。

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(令和3年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事・技師、消防副士長・消防士	人 63	% 31.3	円 146,100	円 247,600
2級	参事・主任、主事・技師、消防士長・消防副士長	人 35	% 17.4	円 195,500	円 304,200
3級	係長・参事、消防司令補・消防士長	人 50	% 24.9	円 231,500	円 350,000
4級	主幹、係長、消防司令・消防司令補	人 20	% 10.0	円 264,200	円 381,000
5級	副署長、署の課長・課長補佐、主幹、消防司令長・消防司令	人 23	% 11.4	円 289,700	円 393,000
6級	次長、課長・署長、副署長、消防監・消防司令長	人 9	% 4.5	円 319,200	円 410,200
7級	事務局長・消防長、次長、消防正監・消防監	人 1	% 0.5	円 362,900	円 444,900

(注)1 菊池広域連合の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

人事評価が試行中のため昇給へ反映していない。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

菊池広域連合	
1人当たり平均支給額(令和2年度)	
1,321 千円	
(令和2年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当
2.55月分	1.90月分
(1.45)月分	(0.90)月分
(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置	
役職加算 5～15%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への勤務成績の反映状況(一般行政職)

人事評価が試行中のため勤勉手当へ反映していない。

(2) 地域手当(令和3年4月1日現在)

※ 支給対象職員はありません。

(3) 特殊勤務手当(令和3年4月1日現在)

支給実績(令和2年度決算)		6,696 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(令和2年度決算)		48,527 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和2年度)		68.6%		
手当の種類(手当数)		3		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 2年度決算	左記職員に対する 支給単価
火葬手当	菊池・大津火葬場で火葬業務に従事する職員	火葬業務に従事するとき	千円 0	月額 5,000円

消防及び救急 出動手当	火災、災害、人命救助及び 救急業務に出動した職員	火災、災害、人命救助及び 救急業務のために出動した とき	千円 6,696	1回 250円
感染症等特殊 防疫作業手当	感染症の予防及び感染症 の患者に対する医療に関す る法律に定める感染症並び に人事院がこれらに相当す ると認める感染症の患者又 はその疑いのある者の身体 に接触して行う作業又はこ れに準ずる作業に出動した 消防職員	感染症の予防及び感染症 の患者に対する医療に関す る法律(平成10年法律第114 号)第6条第2項及び第3項に 定める感染症並びに人事 院がこれらに相当すると認 める感染症の患者又はそ の疑いのある者の身体に接 触して行う作業又はこれに 準ずる作業に出動したとき	千円 令和3年度 新設	1回 500円 ただし、職員が新 型コロナウイルス 感染症の患者若 しくはその疑いの ある者の身体に 接触して行う作業 又はこれに準ず ると認める作業に従 事した場合にあつ ては日1日につ き、3,000円

(4) 時間外勤務手当

支給実績(2年度決算)	34,358 千円
職員1人当たり平均支給年額(2年度決算)	184 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和2年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(5) その他の手当(令和3年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(2年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(2年度決算)
扶養手当	○配偶者、60歳以上の父母・祖父母、22歳までの孫、弟・妹、重度心身障害者:1人につき6,500円 ○子:1人につき10,000円 ○加算措置:満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子1人につき5,000円を加算	同	-	千円 31,141	円 255,262
住居手当	借家・借間住居者:月額16,000円を超える家賃を負担する職員に対し、家賃の額に応じ、月額28,000円を上限として支給	同	-	千円 17,374	円 315,895
通勤手当	交通機関等利用者:運賃に応じ、月額55,000円を限度として支給 自家用車利用者:通勤距離に応じ、月額31,600円を限度として支給	同	-	千円 13,880	円 71,549
管理職手当	事務局長及び消防長の職にある者:50,000円、事務局次長及び消防本部長の職にある者:45,000円、本部の課長、署長及び事務局の課長の職にある者40,000円、副署長の職にある者:37,000円	同	-	千円 6,756	円 482,571
休日勤務手当	休日に勤務した職員に通常の時間単価に100分の125から100分の150までの範囲内を乗じた額	同	-	千円 36,990	円 373,641
夜間勤務手当	午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員に対し、通常の時間単価に100分の25を乗じた額	同	-	千円 8,023	円 53,848

5 特別職の報酬等の状況(令和3年4月1日現在)

区分	広域連合長	副広域連合長	議長	副議長	議員
報酬年額	50,000円	43,000円	40,000円	37,000円	36,000円
期末手当	支給なし				

6 職員数の状況

(1) 年齢別職員構成の状況(令和3年4月1日現在)

区分 (年齢)	20 未 満	20 ～ 23	24 ～ 27	28 ～ 31	32 ～ 35	36 ～ 39	40 ～ 43	44 ～ 47	48 ～ 51	52 ～ 55	56 ～ 59	60 以 上	計
職員数	4	22	26	29	30	20	15	9	16	18	12	0	201

(2) 職員数の推移

(単位:人・%)

年度 部門別	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	過去5年間の 増減数(率)
一般行政	17	17	18	18	18	18	1(5.8%)
消防	185	187	189	195	198	196	11(5.9%)

(注) 派遣職員を含みます。

(3) 関係市町等の派遣職員数

(単位:人)

市町名	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
菊池市	4	4	4	4
合志市	4	4	4	4
大津町	2	2	2	2
菊陽町	2	2	2	2
環境保全組合	1	1	1	1
合計	13	13	13	13

(4) 採用職員と退職職員

採用者数(A)	退職者数(B)	(A)-(B)
8人	10人	△2人

(注) 採用者数は、令和3年4月1日採用者、退職者数は令和2年4月1日～令和3年3月31日の退職者数である。

7 職員の分限及び懲戒処分者数(令和2年度)

分限処分者					懲戒処分者				
免職	休職	降任	降給	計	免職	停職	減給	戒告	計
0	2	0	0	2	0	2	0	0	2

(注) 1 分限処分は、職員がその職責を十分に果たすことができない場合に行われる処分で、公務能率の維持を目的となされます。

2 懲戒処分は、職員の一定の義務違反に対する道義的責任を問うための処分で、公務における規律と秩序を維持することを目的となされます。

8 職員の研修の状況(令和2年度)

区分	研修名	受講者数
連合主催	ハラスメント研修	89人
団体等主催	法制執務、契約事務、ハードクレーム研修等	(延べ) 21人

9 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1)公務災害の発生状況(令和2年度)

公務災害	通勤災害	合計
2件	0件	2件

(2)公平委員会事務の報告状況(令和2年度)

区分	件数
勤務条件に関する措置の要求状況	0件
不利益処分に関する不服申し立ての状況	0件